

平成24年7月4日  
東京税関業務部

## 関係各位

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令について

麻薬及び向精神薬取締法においては、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的として、麻薬及び向精神薬の輸出、輸入、製造、譲渡等を規制しているところです。

具体的な規制対象物質については、法別表第1から第4まで及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」により定められております。

今般、指定薬物（注）に現在指定されているものの中から、新たに4物質について、麻薬と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用を有すると認められたことから、当該4物質を麻薬として指定するため指定政令が改正されましたので、お知らせします。

公布日：平成24年7月4日

施行日：公布の日から起算して30日を経過した日（平成24年8月3日）

### 麻薬として指定する物質（別紙参照）

- 1 化学名：1-Naphthalenyl(1-pentyl-1H-indol-3-yl)methanone  
化学名字訳：1-ナフタレンイル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン  
通称等：JWH-018
- 2 化学名：(1RS,3SR)-3-[2-Hydroxy-4-(2-methylnonan-2-yl)phenyl]cyclohexan-1-ol  
化学名字訳：(1RS,3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール  
通称等：カンナビシクロヘキサノール
- 3 化学名：1-(3,4-Methylenedioxymethyl)pentan-1-one  
化学名字訳：1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン  
通称等：MDPV
- 4 化学名：2-(Methylamino)-1-(4-methylphenyl)propan-1-one  
化学名字訳：2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン  
通称等：4-メチルメタカチノン

（注）「指定薬物」とは、麻薬等と同様の作用をする成分で、「違法ドラッグ」とも呼ばれ、現在、麻薬には分類されないが、麻薬等と同様に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴取して指定されます。

「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

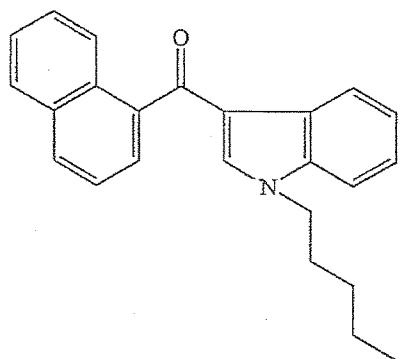
【問合せ先】東京税関業務部通関総括第2部門  
(電話：03-3599-6338)

別 紙

麻薬として指定する物質

物質1

構造式



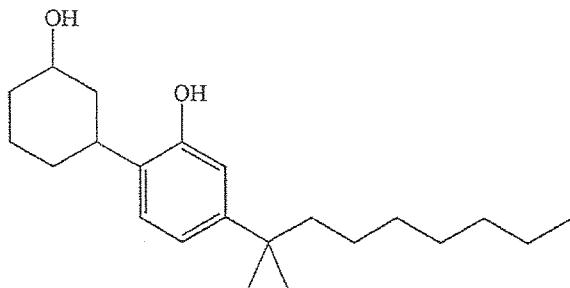
化 学 名: 1-Naphthalenyl(1-pentyl-1H-indol-3-yl) methanone

化学名字訳 : 1-ナフタレンイル (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン

物質の概要 : 本物質は、類似した化学構造を持つ麻薬  $\Delta^9$ テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を示し、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

物質2

構造式



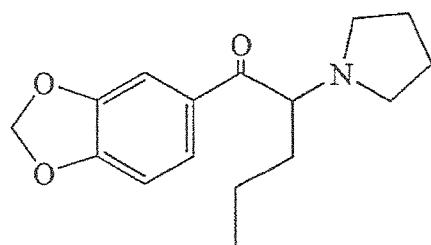
化 学 名 : (1RS,3SR)-3-[2-Hydroxy-4-(2-methylnonan-2-yl)phenyl]cyclohexan-1-ol

化学名字訳 : (1RS, 3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール

物質の概要 : 本物質は、類似した化学構造を持つ麻薬  $\Delta^9$ テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を示し、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

物質3

構造式



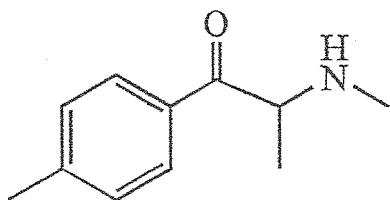
化 学 名 : 1-(3, 4-Methylenedioxophenyl)-2-(pyrrolidin-1-yl)pentan-1-one

化学名字訳 : 1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン

物質の概要 : 本物質の中枢神経作用は麻薬であるMDMAに比べて若干弱いと思われるものの高い中枢薬理活性を持ち、精神依存形成能を有する可能性があります。また、既に麻薬に指定されている 2-メチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オンと類似した化学構造を有し、国内での流通が確認されており、乱用の実態が認められます。

物質4

構造式



化 学 名 : 2-(Methylamino)-1-(4-methylphenyl)propan-1-one

化学名字訳 : 2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン

物質の概要 : 本物質は、類似した化学構造を持つ麻薬メタカチノンと同等の中中枢薬理活性を示し、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

注: 麻薬として指定する物には上記物質1から物質4の塩類及びこれらを含有する物を含む。

(関税定率法施行令の一部改正)

第一条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「再輸入貨物の免稅」を「無条件免稅」に改め、同項たゞし書中「明らかであるとき」の下に「又は当該貨物(同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る)が特例輸出入者(関税法第七条の二第一項(申告の特例)の承認及び同法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認の双方の承認を受けた者)をいう。以下同じ。」によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出入者の特例申告貨物であるとき」を加え、同条第二項中「に係る戻し税」を「の減税、免稅又は戻し税等」に「内貨原料品」を「課税原料品等」に改め「場合の免稅」の下に「又は戻し税等」を加える。

第三十四条に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けようとする貨物(第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

第三十六条第一項中「加工用貨物の」及び「輸入の目的、」を削り、「加工者」を「並びに加工者」に改め「並びに輸出の予定地」を削り、同条第二項を削る。

第三十九条第三項中「(再輸出免稅貨物の輸出の届出)」を削り、「前項の」を「第二項の規定による」に改め、「交付された日」の下に「前項の規定により第三項の規定が適用されない場合にあっては、輸出された同項の貨物(以下この項において「再輸出貨物」という)の輸出の許可の日」を加え「当該貨物の輸入地」を「再輸出貨物の輸入地」に改め、提出するとともに「の下に「前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き」を加え、同項に次の二項を加える。

ただし、税関長は、再輸出貨物(法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要

がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

第三十九条第一号及び第二号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に改め、同項第二号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、

同一条第一項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物(第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

第四十一条中「第三十四条、第三十六条第二項」を「第三十四条第一項及び第二項」に、「第三項」を「第四項本文」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項に次の二項を加える。

ただし、関税定率法施行令第三十四条第三項の規定により同条第二項の規定が適用されない場合は、この限りでない。

第四条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正

第二百二十号の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「別表第三号」の下に「第六号」を加える。

別表第四号中「同条第七項」の下に「第八項若しくは第十項」を加え、「同条第八項」を「同条第一項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改め、同表第六号中「提示」の下に「又は同条第三項ただし書の規定による報告若しくは許可の申請」を加え、同表第八号中「第十八条第一項」を「第十九号」の一部を次のように改正する。

第三項の規定による書面の提出、同法第十五条第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法」を削り、「第十八条第二項」の下に「(入出港の簡易手続)」を加え「若しくは書面の提出」を削り、「第十五条第七項」を「第十五条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

## 附 則

1 (施行日)  
この令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十九号。次項において「改正法」という。)附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定 平成二十四年十月一日

二 第一条中関税定率法施行令第九十一条の次に「一条を加える改正規定 平成二十五年一月一日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

改正法第二条の規定による改正後の関税法(昭和二十九年法律第六十一号。以下この項において「新関税法」という。)第十五条第七項及び第八項の規定は、これらの項に規定する積荷であつて、

この政令の施行の日後により第一条の規定による改正後の関税法施行令第十二条第七項本文に定める時(同項ただし書の規定によりその時までに新関税法第十五条第七項及び第八項の規定による報告を行ふことが困難なものとして財務省令で定める時)が到来するものについて適用する。

2 改正法第二条の規定による改正後の関税法(昭和二十九年法律第六十一号。以下この項において「新関税法」という。)第十五条第七項及び第八項の規定は、これらの項に規定する積荷であつて、この政令の施行の日後により第一条の規定による改正後の関税法施行令第十二条第七項本文に定める時(同項ただし書の規定によりその時までに新関税法第十五条第七項及び第八項の規定による報告を行ふことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時)が到来するものについて適用する。

内閣総理大臣 野田 佳彦

財務大臣 安住 淳

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十号を第八十四号とし、第七十五号から第七十九号までを四号ずつ繰り下げ、第七十四号を第七十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十号を第八十四号とし、第七十五号から第五十九号までを四号ずつ繰り下げ、第七十四号を第四十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

御名 御璽

平成二十四年七月四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

平成二十四年七月四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第百八十三号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十号を第八十四号とし、第七十五号から第五十九号までを四号ずつ繰り下げ、第七十四号を第四十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十号を第八十四号とし、第七十五号から第五十九号までを四号ずつ繰り下げ、第七十四号を第四十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

厚生労働大臣 小宮山洋子

内閣総理大臣 野田 佳彦